

公益通報者保護に関する規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
平成18年 3月27日制定
平成20年 8月 1日改正
令和元年11月5日改正

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」と称する。）の組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、透明性かつ公平性ある事業運営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次に定める用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 役職員等

当協会の役職員（常勤理事、常勤の職員、出向者、嘱託職員など有期雇用契約職員、派遣職員、臨時雇用者、及びこれらの退職者、契約終了者を含む。）並びに当協会との取引契約に基づいて労務を提供する場合における取引事業者の労働者をいう。

(2) 公益通報

役職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、当協会内において又は当協会の遂行する業務に関連して、法令違反行為、当協会規則違反行為若しくは倫理違反行為が発生し又は発生するおそれがあることを知った場合に当該行為について通報することをいう。

(3) 通報者

役職員等であって公益通報をした者をいう。

(通報等窓口)

第3条 役職員等は、本条第2項の通報等窓口に公益通報し又は公益通報に該当するかを相談することができる。

2 当協会における公益通報の受付及び公益通報に該当するかを相談する窓口（以下「通報等窓口」という。）は、当協会の総務部長又は当協会が委任する下記の法律事務所に所属する別途定める弁護士とする。

新都総合法律事務所（担当 弁護士 丹羽一彦先生）

住所：東京都千代田区四番町6-11 エルフェ四番町301区

電話：03-6272-6650 Fax：03-6272-6651

電子メール：niwak@shinto-law.jp

3 通報等窓口は、公益通報を受け付けたときは遅滞なく専務理事に報告しなければならない。

(通報の方法)

第4条 公益通報は、通報等窓口のいずれかに電話、ファクシミリ、電子メール、文書又は面会で行なうものとする。

- 2 通報等窓口以外の当職員が公益通報に関する相談を受けたときは、速やかに通報等窓口に連絡し、又は当該相談者に対し通報等窓口で公益通報するよう助言しなければならない。

(公益通報の要件)

第5条 役職員等が当協会に公益通報する場合、その通報は通報対象事象が生じ若しくはまさに生じようとしているとき又は発生するおそれがある場合における通報であるものとし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷若しくは脅迫する通報、その他不正の利益を得る目的の通報又は他人に損害を与える目的の通報であってはならない。

- 2 通報者が通報内容について処分又は勧告等の権限を有する行政機関に公益通報する場合、その通報は、前項に加えて通報内容が真実であると信じるに足りる相当の理由があることを要する。
- 3 通報者が通報対象事象に係る被害の発生や拡大を防止するために必要と認められる者（報道機関や消費者団体等）に公益通報する場合、その通報は、前二項に加えて、次の各号の要件のいずれかを満たすことを要する。
 - ①当協会又は行政機関に公益通報すれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ②当協会又は行政機関に公益通報すれば証拠が隠滅、偽造又は変造されるおそれがあると信じるに足りる相当の理由がある場合
 - ③当協会から当協会内部又は行政機関に公益通報しないことを正当な理由がなくて要求された場合
 - ④書面（電子メールによる通報を含む）により本規程に基づく通報窓口で公益通報をした日から20日を経過しても調査を開始する旨の通知がない場合又は当協会が正当な理由なく調査を行わない場合
 - ⑤個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(調査)

第6条 公益通報された事項に関する調査は、専務理事が常勤理事の内から指名する調査責任者の指揮により行われる。

- 2 調査責任者は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。
- 3 調査責任者及び調査チームは、調査の実施に当たって、通報者が特定されないよう又は通報者、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしているとして公益通報された者をいう。以下この項及び第12条において同じ。）及び調査に協力した者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう調査方法等に十分配慮しなければならない。
- 4 調査責任者は、調査の進捗及び結果について、遅滞なく専務理事に報告する。

(協力義務)

第7条 各部署及び当協会の役職員は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 調査の結果、不正行為が確認されたときは、当協会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(内部処分)

第9条 調査の結果、不正行為が確認されたときは、当協会は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

(通報者の保護)

第10条 当協会は、通報者が相談又は公益通報したことを理由として、通報者に対して解雇、降格、減給、訓告、自宅待機命令、退職金の減額・没収（退職者の場合）、有期雇用契約の解除（有期雇用契約職員の場合）、労働者派遣契約の解除・交代要求（派遣社員の場合）、その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 当協会は、通報者が相談又は公益通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚を含む）がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第11条 当協会及び本規程により相談若しくは公益通報を受け又は調査を実施する者（以下、本条及び第14条において「関係職員等」という。）は、相談又は公益通報された内容について秘密を保持し、また、調査の過程で得られた個人情報を開示してはならない。関係職員等でなくなった後においても同様とする。

(通知)

第12条 当協会は、通報者に対して、公益通報に基づく調査開始の当否、調査しない場合はその理由、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーを配慮し、遅滞なく通知しなければならない。

(理事長への報告)

第13条 専務理事は、第6条により調査報告がなされたとき及び第8条による是正措置について特に必要があると認める場合は、理事長に報告し、その報告書の写しを監事に送付する。

(利益相反関係の排除)

第14条 関係職員等が、公益通報の対象となり又は対象となることを見込ま

れる場合は、この規程に基づく業務に携わり又は調査チームの構成員となることはできない。通報者についても同様とする。

(不正目的の通報禁止)

第15条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

(罰則)

第16条 この規程に違反した者について、当協会は就業規則にしたがい処分を課することができる。

(改廃)

第17条 この公益通報者保護に関する規定の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」(平成21年3月24日制定)の定めるところに拠る。

付 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は平成20年8月1日から施行する。
- 2 今回の改正で、第2条(定義)、第3条(通報等窓口)の第2項・第3項、第4条(通報の方法)、第13条(理事長への報告)、第14条(利益相互関係の排除)、第15条(不正目的の通報禁止)及び第16条(罰則)の条項を新たに追加した。

付 則

- 1 この規程は令和元年11月5日から施行する。
- 2 今回の改正で、第3条(通報等窓口)第2項の当協会が委任する法律事務所を変更した。(丹羽一彦弁護士の事務所移籍に伴うもの)